

県南広域振興局長告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和8年7月21日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

- 1 路線名 盛岡横手線
- 2 供用開始の区間
 - （1） 和賀郡西和賀町沢内字泉沢10地割70番地先から9地割26番3地先まで
 - （2） 和賀郡西和賀町沢内字泉沢8地割22番1地先から48番3地先まで
- 3 供用開始の期日 令和8年7月21日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - （1） 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - （2） 期間 令和8年7月21日から同年8月21日まで